



I 市民に対する相談支援体制の強化

基本施策 1 相談支援体制の充実

- 「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組みをします。
- 保健・医療・福祉をはじめとした様々な分野において、地域での相談窓口やサービスの提供を通じて、複雑・多岐にわたる問題や課題に適切に対応できるようにし、必要に応じて確実に適切な支援につなぐ取組みを推進します。
- 孤立を防ぐための居場所づくり等の整備・充実に取り組み、地域全体のリスクの低下を図ります。

基本施策 2 人材の確保及び育成

- 予防に関する正しい知識を修得し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、人材の確保、育成、資質の向上に努めます。
- 地域で対策に取り組む人・団体等が相談者のリスクが低下するまで伴走型の支援を推進することができるよう、情報提供や研修、支援等を行います。

基本施策 3 市民への啓発と周知

- 「危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが妥当である」ということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。
- この問題は誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。
- 自ら命を絶つことに対する誤った認識や偏見を取り除き、生きることを支える対策における市民の役割等について広報活動や教育活動等を通じた理解促進と普及啓発の事業を展開します。

基本施策 4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化

- 様々な分野の取組みを相互に密接に連携させて、生きることを支える対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制を確保します。
- 本人や遺族のプライバシーに配慮しつつ、さらなる情報収集や対策の推進に資する調査研究等に取り組むとともに、その結果を各種事業・取組みに活かします。
- 地域で活動する公的・民間の各種団体が保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関連する各分野の現場で大きな役割を担っていることを踏まえ、地域の人材・資源の把握をさらに進め、これらの団体の活動を支援し、ネットワークを強化し、連携・協働して取組みを推進します。